一般社団法人日本デジタル歯科学会

利益相反（COI）開示申告書（発表用）

発表者全員の名前（発表予定者に〇、発表責任者に◎を名前の頭に付与）

演題名

学術大会で行われるすべての発表に対して、事前抄録の投稿前1年以内で、デジタルを中心とした歯学・医学・健康科学の研究などに関係する企業・法人組織、営利を目的とする団体（以下「企業または団体」とする）との利益相反（COI）状態について、すべての発表者は申告しなければならない。

なお、発表の責任者が代表して、COIの開示申告の項目と開示基準に従って、すべての発表者からの情報を基にこの「開示申告書（発表用）」を記載の上、提出する必要がある。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 開示申告の項目と開示基準 | 有/無 | 有の場合、「発表者」の名前および「企業または団体名」を記載 |
| 例）有 | 例）口腔太郎 | 例）株式会社ABC医薬品 |
| (1)**【役員など】**企業または団体の役員、顧問職、コンサルタント、アドバイザーなどへの就任もしくは社員としての就業について、１つの企業または団体からの報酬額もしくは給与が年間100万円以上ある場合。 |  |  |  |
| (2)**【株式など】**企業または団体の株式保有、あるいはその株式から得られた利益ついて、１つの企業または団体の全株式の5％以上の株式の所有、あるいは当該企業などの株式による利益（配当、売却益の総和）が年間100万円以上ある場合。 |  |  |  |
| (3)**【特許使用料】**企業または団体から支払われた特許使用料／ライセンス料について、１つの特許使用料／ライセンス料が年間100万円以上ある場合。 |  |  |  |
| (4)**【会議・講演など】**企業または団体から依頼された会議の出席や発表・助言または講演などに対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当、講演料などの報酬については、１つの企業または団体からの謝礼金などが年間50万円以上とする。 |  |  |  |
| (5)**【原稿料】**企業または団体のパンフレットなどの執筆に対して支払われた原稿料については、１つの企業または団体からの原稿料が年間50万円以上とする。 |  |  |  |
| (6)**【研究費】**企業または団体が提供する研究費については、1つの研究内容（共同研究、受託研究、また非臨床・臨床研究(試験)、治験なども含む）に1つの企業または団体から支払われた総額が年間200万円以上とする。 |  |  |  |
| (7)**【人/設備】**企業または団体に所属する人員、あるいは企業または団体の設備や施設の利用が研究の遂行に無償提供された場合とする。 |  |  |  |
| (8)**【寄付金】**企業または団体が提供する奨学（奨励）寄付金については、1つの企業または団体から申告者個人または申告者が所属する講座・分野または研究室に支払われた総額が年間200万円以上とする。 |  |  |  |
| (9)**【寄付講座】**企業または団体が提供する寄付講座については、申告者らが所属している場合とする。  |  |  |  |
| (10)**【贈答品など】**その他，研究とは直接関係のない旅費、贈答品などの受領については、１つの企業または団体から受けた総額が年間5万円以上とする。 |  |  |  |

※外国通貨で受ける場合には適当なウェブサイトで日本円への為替換算をすること。

※本開示申告書は学会発表後の2年間保存される。

20　　年　　月　　日

発表責任者の名前：